

芽室町育児サポートシステム運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、育児の援助を希望する者と育児の支援を行う者を組織化し、相互援助活動を行う芽室町育児サポートシステム（以下「サポートシステム」という。）の事業について必要な事項を定めるものとする。

(援助対象)

第2条 サポートシステムの援助対象は、芽室町に居住する0歳から12歳児を持つ保護者及び祖父母並びに産前・産後の妊産婦とする。

(利用の登録・解除)

第3条 サポートシステムを利用する場合は、援助が必要な者は依頼会員として、援助を行う者は援助会員として、また援助を必要とするが援助を行うことも可能な者は両方会員として、町長に登録申込書（様式1）を提出する。

2 町長は登録の申込みのあった者に対し、登録証（様式2）を発行する。

3 利用登録した者は、サポートシステムの運営を支援する組織（以下「育児ネットめむろ」という。）に入会するものとする。

4 登録の解除をする場合は、町長に登録証を返還するものとする。

(援助会員の守秘義務)

第4条 援助会員は、活動を行うに当たって知り得た個人情報については、活動目的以外に用いてはならない。

(サポートリーダー)

第5条 サポートシステム運営のためにサポートリーダーを置く。

2 サポートリーダーは、利用者家庭を把握して相互援助の調整を行うため、育児・家庭環境に精通している者とする。

3 サポートリーダーは、育児ネットめむろの事務局業務を行う。

(活動日及び時間)

第6条 サポートシステムの活動時間は、月曜日から日曜日の午前7時から午後9時までとする。ただし、援助依頼の受付は祝日及び年末年始の役場閉庁日を除く、月曜日から金曜日の午前10時から午後5時までとする。

(相互援助活動の内容)

第7条 相互援助活動の内容は次のとおりとする。

(1) 保育施設の保育開始時間まで、及び保育終了後子どもを預かること。

- (2) 都合の悪い時は、保育施設等までの送迎及びその後の預かりを行うこと。
- (3) 児童クラブ等終了後及び学校の放課後、子どもを一人にしておけないときなどに預かること。
- (4) 参観日・病院等、乳幼児を連れて出掛けにくい時に子どもを預かること。
- (5) 産前・産後で、子どもの育児や保育施設通所等が難しい場合、支援を行うこと。
- (6) 産前・産後の家事を援助すること。
- (7) 育児による身体的・精神的ストレス解消のための支援を行うこと。
- (8) その他育児支援のために必要な援助をすること。

2 援助活動は、原則として子どもの宿泊は行わないこととする。

(相互援助活動の実施方法)

第8条 依頼会員は、援助を必要とする場合には、サポートリーダーに対して援助の申し込みをする。

2 サポートシステム実施に当たり、安全かつ安心して援助活動を実施するために、サポートリーダーの立会いのもと、必要に応じて援助会員と依頼会員による事前打ち合わせを実施する。

3 子どもを預かる場所は、会員の自宅、その他子どもの安全が確保できる場所とし、両会員間の合意により決定すること。

4 町は、援助会員に対し、預かり中の子どもの安全対策等の講習を実施するものとする。

(報酬等)

第9条 依頼会員は援助会員に対し、援助終了後、別表1の基準に従って報酬及び交通費等の実費を支払うものとする。

2 依頼時間は、30分を単位とする。

3 複数の子どもを預ける場合は、2人目からは報酬額を半額とする。

4 交通費については、公共交通機関又はタクシーを利用した場合は実費として、自家用車を利用した場合は、別表2の基準に従って支払うものとする。

5 食事(ミルク)・おやつ・おむつ等については、原則として依頼会員が用意する。ただし、やむを得ず援助会員が用意した場合は実費を支払う。

(活動の報告)

第10条 援助会員は援助実施後に活動内容を記録し、報酬の領収印を押し、翌月の5日までにサポートリーダーに提出する。

(保険)

第11条 町長は、この育児サポートシステムの運営において、安心して利用できるように補償保険に加入する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

(平成24年1月12日決定)

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(平成30年7月9日決定)

別表 1（第 9 条第 1 項関係）

曜 日 等	報 酬
月曜日～金曜日	1 人につき 30 分ごとに 300 円
土曜日・日曜日・祝日	1 人につき 30 分ごとに 350 円

- 1 依頼会員が複数の子どもを預ける場合における報酬の額は、2 人目以降から上記に定める金額の半額とします。
- 2 病後児保育の場合は、1 人につき 30 分ごとに 50 円を加算するものとします。

別表 2 (第 9 条第 5 項関係)

距 離	町内及び 5 k m 未満	5 k m 以上 1 0 k m 未満	1 0 k m 以上 2 0 k m 未満	2 0 k m 以上
該当 地域	市街地 高岩・西芽室 新生・大成 下美生・中島 芽室太	上芽室・報徳 新朝日・渋山 美生・中伏古 北伏古・祥栄 美蔓・西土狩 関山	中渋山・上渋山 上美生・上伏古 雨山・坂の上 毛根・北明 平和	雄馬別
料金 (片道)	1 0 0 円	2 0 0 円	3 0 0 円	4 0 0 円

様式 1 (第 3 条関係)

芽室町育児サポートシステム登録申込書

年 月 日

芽室町長

あて

申込者 住所
氏名

芽室町育児サポートシステムに登録を申し込みます。

記

登録種別		援助会員（育児の援助を行う）				
		依頼会員（育児の援助を受ける）				
		両方会員（育児の援助を受けるが援助もする）				
住 所	〒					
氏 名						
生年月日	昭和・平成	年	月	日	性 別	男 ・ 女
電話番号						

様式 2 (第 3 条関係)

芽室町育児サポートシステム登録証

登録番号

氏名

生年月日 年 月 日



上記の者は芽室町育児サポートシステム登録者であること証明します。

年 月 日

芽室町長

育児サポートシステム事務局 TEL 0155-62-0833

注意事項

- 1 援助の依頼及び提供はサポートリーダーを通して行ってください。
- 2 相互援助活動により知り得た他人の家庭の事情等については、プライバシーを侵害したり秘密を漏らしたりはしてはいけません。
- 3 相互援助活動中に事故等が発生したときは、速やかにサポートリーダーへ連絡してください。
- 4 登録証の紛失、登録内容の変更があった場合は、サポートリーダーに連絡してください。また、登録解除する際は必ず登録証をお返してください。
- 5 この登録証を他人に貸したりまたは譲渡したりしないでください。